

## 第3回（8月3日）専門部会 使用者意見 要旨

- ・前回、今年の中央審議会で示された目安については、「平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0%～3.1%引き上げて来た時期と比べ、今年度の状況は大きく異なるとは言えない」との見解の下に示されたが、新潟県内の状況が感染拡大前まで回復していないこと説明した。
- ・今回は、中央審議会の「最低賃金を3.0%～3.1%引き上げて来た時期と同程度引き上げた場合に、マクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること」との見解に対し、新潟県内においては、雇用情勢に与える影響についての懸念は大きいと考えられることについて説明。

## ○最低賃金引き上げが県内の雇用に与える影響

- ・資料1-3ページ、「最低賃金 引上げるべきか」と題する日本経済新聞の記事について。
- ・資料の4ページ、日本商工会議所調査では「最低賃金が引き上げられた場合の経対応策」として、上から順に、非正規社員の削減や採用の抑制、労働時間や一時金、福利厚生等の削減など、雇用や人件費の抑制に繋がるものが多く挙げられている。
- ・最も多いのが設備投資の抑制は、生産性の向上、従業員の安全確保の阻害要因となり、設備投資需要の減退による更なる景気、国際競争力の喪失に繋がり、中長期的に雇用や人件費の縮小を招く要因となる深刻な問題。
- ・新潟県の現状について、県内は事業所数が多く、小規模事業者が大半を占め、生産性は全国でも低位にある中、労働分配率は全国で7位となっている。
- ・資料の5ページ、厚労省の発表では、新潟県の新型コロナウイルスに関連した雇用調整の可能性がある事業所数は近隣他県に比べ少ない。
- ・上記二つのデータから、県内の事業者は、首都圏などのように高額の賃金は出せないにしても、少ない利益の中で出来る限りの賃金を支払い、何とか雇用だけは守って来たことが分かる。
- ・しかしコロナ禍の現在はこれまでと違い、余裕が無く苦しい事業者ほど経営者の個人資産の取り崩しや借入金で凌いでいる状況。今の状況が早期に大きく改善されない限り、県内でも耐えきれず、人件費の削減や人員整理、或いは事業縮小や廃業などを決断せざるを得ない事業者が出て来る。
- ・こうした中最低賃金を引き上げるということは、こうした県内の事業者を更に追い込み、資料1-3の新聞記事の中で指摘されているような事態を招き、更に悪い状況になることが懸念される。

## ○事業者等への支援策

- ・「業務改善助成金」は最低賃金の引き上げに対し助成されるものではなく、生産性向上の為の設備投資を行い、実際に成果を出して初めてその設備投資に対し助成されるもの。全国でも助成件数が年間1千件に満たず、厚生労働省の目標も同程度。
- ・「コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援」として雇用調整助成金などの拡充は10月から12月の3ヶ月間のみの助成。
- ・助成金、給付金については、要件に合致し利用できるものにとっては有用だが、コロナ禍で苦しむ事業者に広く行き渡るものなのか疑問。
- ・最低賃金が10月から引き上げられたとして、様々議論されている支援策が、いつ、どのようなものが設けられるのか、事業者や働く方はいつまで頑張れば良いのか、明らかになっていない状況。
- ・最低賃金も含め、従業員の待遇を改善していくことは重要であるが、事業者の支払い能力とのバランスが伴うことが必要。最低賃金引上げにより経済の好循環が望めるとしても、コロナ禍による社会経済の状況下で、最低賃金を引き上げた事業者にいつその効果が還元されるのか、その時まで持ち堪えることが出来るのか不明な状況。

## Analysis

かわぐち・だいじ  
71年生まれ。ミシガン州立大博士(経済学)。  
専門は労働経済学、実証ミクロ経済学

菅義偉首相は14日の経済財政諮問会議で、最低賃金の全国平均1000円の早期実現を目指す考え方を示した。現在の全国平均は902円なので、実現には相応の引き上げが必要となる。議論の前提として日本での最低賃金の決まり方をみてみよう。ほかの労働政策と同様に公益代表、労働者代表、使用者代表の三者構成による審議会で決まる。最低賃金審議会は中央最

低賃金審議会と地方最低賃金審議会の2段構えになっている。中央最低賃金審議会は47都道府県を貨金水準に応じてAからDの4つのランクに分け、各ランクでの適切な引き上げ幅を自安として提示する。この自安を基に、各都道府県に設置された地方最低賃金審議会が引き上げ額を決める。

中央最低賃金審議会の自安は、毎年の厚生労働省の賃金改定状況調査で把握される賃金上昇の実態を踏まえて決められる。調査では常用労働者数が30人未満の企業に、調査年6月の賃金と前年6月の賃金を聞く。図は賃金改定状況調査で

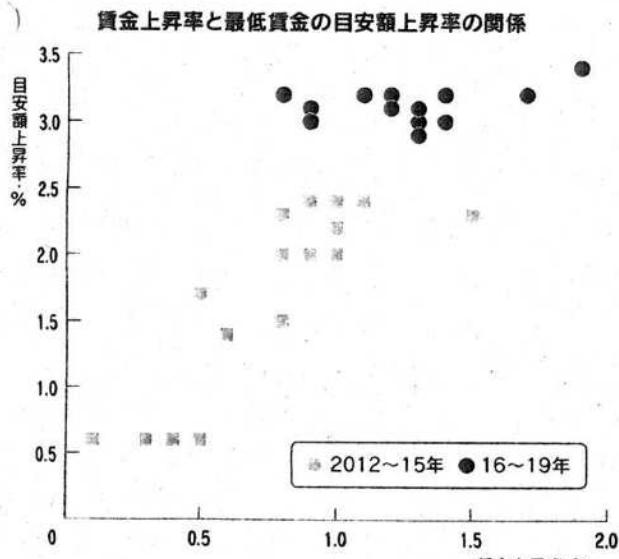
## 最低賃金 引き上げるべきか ⑤

川口大司 東京大学教授

## 雇用への影響 最大限配慮を

## ポイント

- 中卒・高卒の若年男性の雇用減招く恐れ
- 労働者の生産性と賃金の関係が影響左右
- 企業の賃金決定力強い地域で先行も一案



(注) 調査箇所は4つのランクごとに定義されている。横軸は賃金改定状況調査に基づく30人未満の企業に勤める労働者の賃金上昇率。縦軸は前年の地域別最低賃金の平均値に対する各年に提示された目安額の上昇率

得られた2012~19年のランクごとの賃金上昇率と目安額上昇率の関係を示したもの。特に16年以降は、実態の賃金上昇率以上に目安を上げてきた様子がうかがえる。なお、20年はコロナ禍の影響を考慮して最低賃金は現状維持が望ましいとされた。

全国平均1000円を目指すという提案は、この流れを加速せよとの主張だ。うが、どんな根拠に基づき最低賃金を上げていくのかを考えるべき段階に至っている。この際、他の先進国でのエビデンス(証拠)を参考するべき段階に至つて、日本が雇用に対する影響を調べており、7本が効果を報告し、3本が影響はないとして、1本は正の効果と負の効果の両

のは、最低賃金が労働市場の情勢に応じて決定されるためだ。日本の最低賃金は前年からの賃金上昇率を参考しているため、賃金上昇率を引き上げられる傾向

照しているため、賃金上昇率で引き上げられる傾向

がある。また諸外国でも最も賃金が引き上げられるのは、景気拡大の局面が多い。

負の効果が仮にあっても、景気拡大の効果に打ち消さ

れる傾向がある。この問題に対処して、最低賃金が何に与える影響を推定する手法には既定に応じて様々なものがあり、手法の違いが結果の違いをもたらす。

最低賃金が雇用に与える影響を推定するにあたり、日本の研究で用いられるのが、07年の最低賃金法改正

参考をみても共通している。最低賃金が雇用に与える影響を推定するのが難しいのは、最低賃金が雇用市場に伴う引き上げだ。当時

日本での最低賃金が雇用に与える影響に関する研究

に与える影響に関する研究

をみてみよう。金融庁の松多秀一氏が20年3月時点で

東京財團政策研究所から発表した18本の論文サーベイによると、11本が雇用に対する影響を調べており、7

本が効果を報告し、3

本が影響はないとして、1本は正の効果と負の効果の両

方を報告している。雇用に

対する影響の結果が研究に

より異なるのは諸外国の研

究をみて共通している。

最低賃金が雇用に与える影響を推定するのが難しいのは、最低賃金が労働市場の情勢に応じて決定されるためだ。日本の最低賃金は前年からの賃金上昇率を参考しているため、賃金上昇率を引き上げられる傾向

がある。また諸外国でも最も賃金が引き上げられるのは、景気拡大の局面が多い。

負の効果が仮にあっても、景気拡大の効果に打ち消さ

れる傾向がある。この問題に対処して、最低賃金が何に与える影響を推定する手法には既定に応じて様々なものがあり、手法の違いが結果の違いをもたらす。

最低賃金が雇用に与える影響を推定するにあたり、日本の研究で用いられるのが、07年の最低賃金法改正

が、07年の最低賃金法改正に伴う引き上げだ。当時

日本での最低賃金が雇用に与える影響に関する研究

に与える影響に関する研究

をみてみよう。金融庁の松多秀一氏が20年3月時点で

東京財團政策研究所から発表した18本の論文サーベイによると、11本が雇用に対する影響を調べており、7本が効果を報告し、3本が影響はないとして、1本は正の効果と負の効果の両

方を報告している。雇用に

対する影響の結果が研究に

より異なるのは諸外国の研

究をみて共通している。

最低賃金が雇用に与える影響を推定するのが難しいのは、最低賃金が雇用市場に伴う引き上げだ。当時

日本での最低賃金が雇用に与える影響に関する研究



こだま・なおみ  
68年生まれ。京都大博士(経済学)。専門は経済政策

そもそも最低賃金の上昇によるコストを負担するのは使用者側だけではない。使用者が上昇分の賃金を支払うのだから、そのコストを負うのは使用者だと考える人が多いかもしれない。しかし経済理論によると、使

日本では毎年夏、公労使からなる最低賃金審議会での審議および答申を受けて最低賃金が改定される。地域別最低賃金額の全国加重平均は、2007年以降は生活保護費との逆転解消のため、13年以降はアベノミクスの成長戦略の一環として、近年、毎年2~3%ずつ上昇している(図参照)。

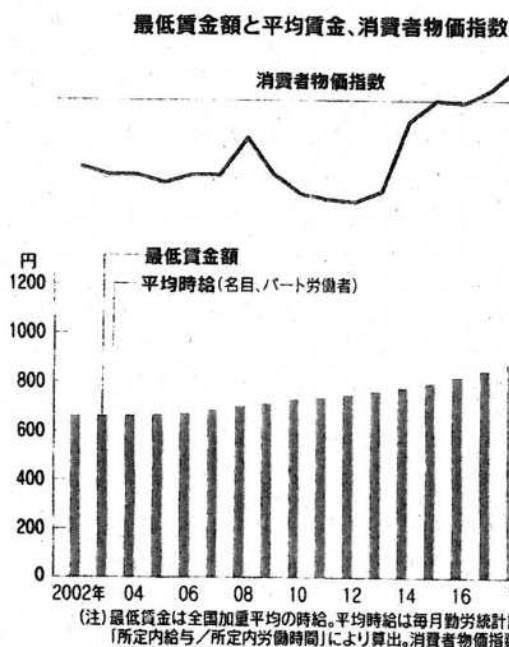
だが20年は新型コロナウイルス感染拡大による景気後退を受け、全国平均で1円の微増にとどまった。その議論の中で、労働者側は引き上げを求める一方で、使用者側は事業継続と雇用維持を優先するために据え置くべきだと主張した。

本稿では、最低賃金上昇のコストを負担するのは誰かについて議論したい。

## 最低賃金 引き上げるべきか

児玉直美 明治学院大学教授

# 市場の競争環境、結果を左右



は労働生産性が最低賃金よりも低い労働者を解雇する。そのため労働者数は減少する。多くの労働経済学者が考

えるように「労働需要が負担者は雇用減少という形でコストを負担することになり、需要側と供給側がそれを競り合う形で決まる。それコストをどれだけ負担するかは労働供給と労働需

求の彈力性により決まる。労働生産性(労働生産要素を1単位追加した際に追加的に増える産出量)と一因にかかる労働生産性(労働生産要素が課された場合、企業

は均衡賃金を回復する最低賃金が限界労働生産性を上回る場合、企業は賃金上昇を吸収できず、退出する可能性もある。話が複雑なのは、これは

。労働市場集中度の高低により効果異なる。大企業と中小、正規・非正規の間でも違い。企業、労働者、消費者による負担分担必要。

## ポイント

。労働市場集中度の高低により効果異なる。大企業と中小、正規・非正規の間でも違い。企業、労働者、消費者による負担分担必要。

。労働市場集中度

には高い最低賃金は生じる。労働市場が不完全競争の場合は、企業は高い最低賃

金に直面しても、完全競争供給を増加させることもある。労働市場が完全競争をしているため、利益を出す

ことが可能となるからだ。

こうした理論的な結論は、実証研究でも支持されている。

その結果、10年代前半までの製造事業所という限定

条件において、最低賃金

が対外的で、労働供

給が非弾力的な市場(使用

者は価格に敏感だが、労働

者はそれほど敏感ではない

。

これがもしくはいくつか

同時に起きたはずだ。

米マサチューセッツ工科

大学(MIT)のドラック

・シェンギズ氏らは、最低

賃金上昇により製造業など

の貿易可能なセクターでは

雇用が減少していることを

明らかにした。ヒーター、

ラプラスチック欧州投資銀行工

・コノミストとアッティラ・

リンドナー氏の「アーリ

最低賃金上昇によ

り非正規労働者は大工場で

も中小工場でも減少する。

第3に最低賃金が上がる

ことにより事業所退出率も

上がる。最低賃金が上がる

と、競争的労働市場では集

中度が高い労働市場に比べ

て大きく退出率が上がる。

これらの結果は、①大規

模事業所の正社員は集中的

に雇用を減らし事業所退出率を高める――こ

とを示す。つまり労働者と

使用者の二項対立ではなく、企

業、労働者、消費者が広く

負担を分担していくことに

合意することが最低賃金引

き上げの建てるところ。

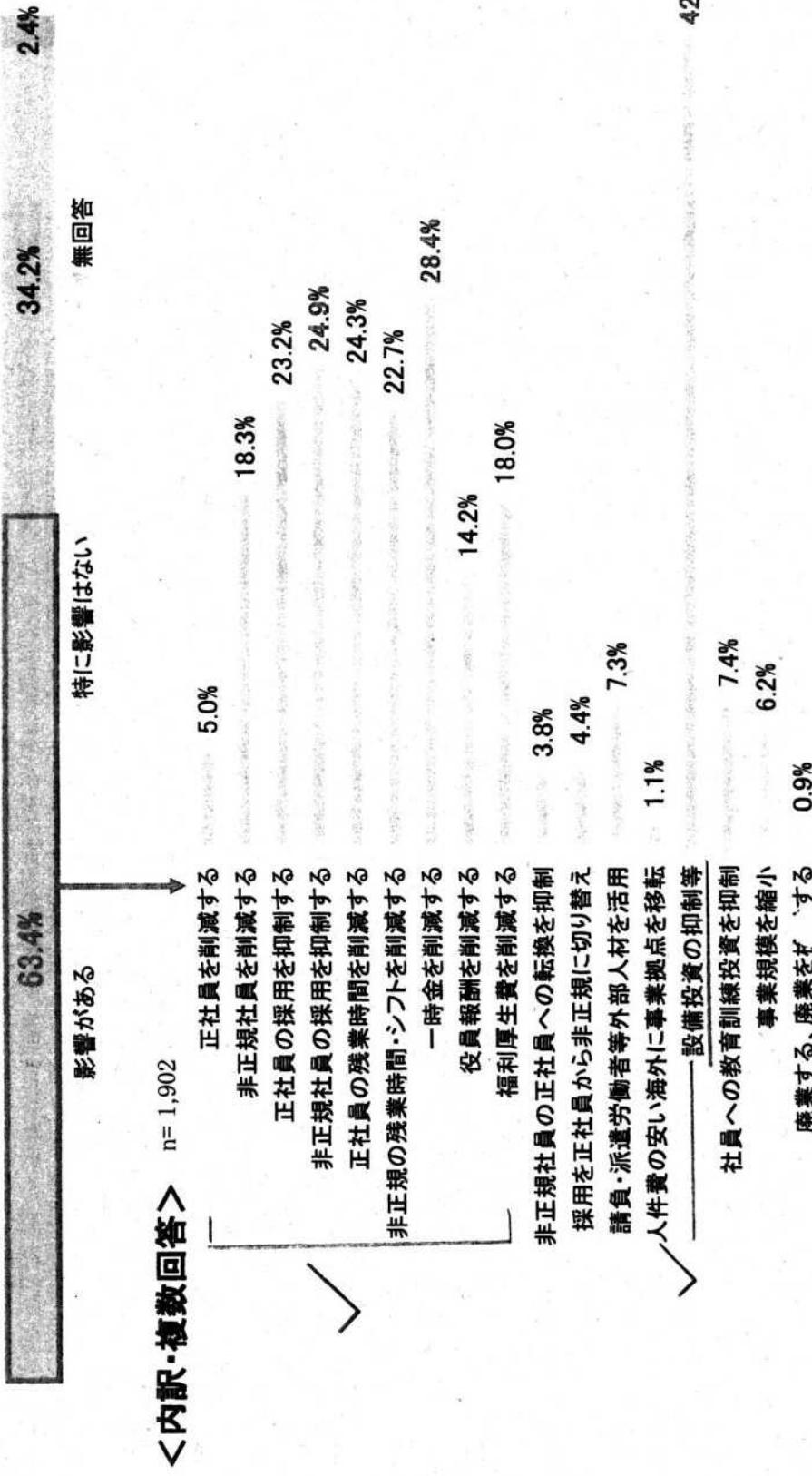


## 7. 今年、最低賃金が引上げられた場合の経営への影響と対応策

⑪

- 仮に、今年、最低賃金が30円の引上げとなつた場合の経営への影響について聞いたところ、「影響がある」と回答した企業の割合は6割に達した(63.4%)。
- 「影響がある」と回答した企業に対して対応策を聞いたところ、「設備投資の抑制等」(42.1%)が最も多く、次いで、「一時金を削減する」(28.4%)、「非正規社員の採用を抑制する」(24.9%)との回答が多くかった。
- したがって、最低賃金の大額な引き上げは、設備投資による生産性向上の阻害要因になることに加え、賃金増に必ずしも直結しないことや、採用の抑制ににつながることがうかがえる。

【全体集計】 n= 3,001



## (参考) 都道府県別集計結果(累積)「新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況」(累積数)

7  
21

		雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数
1	北海道	12,699	3,957
2	青森	1,861	1,655
3	岩手	1,889	868
4	宮城	1,515	2,667
5	秋田	217	1,550
6	山形	3,437	1,285
7	福島	1,828	1,630
8	茨城	746	2,019
9	栃木	3,313	1,426
10	群馬	3,454	1,611
11	埼玉	2,076	1,905
12	千葉	3,596	3,552
13	東京	48,244	24,103
14	神奈川	3,551	4,989
15	新潟	714	2,001
16	富山	1,017	1,206
17	石川	2,567	1,317
18	福井	3,839	1,007
19	山梨	515	876
20	長野	1,230	2,247
21	岐阜	2,549	2,292
22	静岡	4,214	2,423
23	愛知	2,370	6,028
24	三重	4,571	1,162
25	滋賀	1,616	867
26	京都	1,535	1,717
27	大阪	1,156	10,237
28	兵庫	2,075	2,704
29	奈良	216	747
30	和歌山	330	535
31	鳥取	1,225	595
32	島根	649	794
33	岡山	1,422	1,496
34	広島	1,082	3,731
35	山口	491	978
36	徳島	433	109
37	香川	412	509
38	愛媛	432	1,003
39	高知	1,721	457
40	福岡	410	1,967
41	佐賀	184	1,073
42	長崎	136	1,972
43	熊本	239	524
44	大分	177	638
45	宮崎	2,437	1,190
46	鹿児島	705	1,578
47	沖縄	352	2,245
	合計	131,447	111,442

\*都道府県労働局・ハローワーク管内の事業所から寄せられた相談・報告等による集計であり、同管外における情報も含まれることに留意が必要。

